

介護サービスの種類

地域密着型サービス - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 - 夜間対応型訪問介護 - 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 - 複合型サービス	居宅サービス 【訪問サービス】 - 訪問介護（ホームヘルプサービス） - 訪問入浴介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 通所介護（デイサービス） - 通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 短期入所生活介護（ショートステイ） - 短期入所療養介護 - 福祉用具貸与	介護給付を行うサービス
地域密着型介護予防サービス - 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護予防サービス 【訪問サービス】 - 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） - 介護予防訪問入浴介護 - 介護予防訪問看護 - 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 介護予防通所介護（デイサービス） - 介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） - 介護予防短期入所療養介護 - 介護予防福祉用具貸与	
市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	

理学療法ジャーナル 48巻 2号 付録

介護保険 3 施設の概要

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリテーション等を提供し在宅復帰をめざす施設	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設
定義	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設【老人福祉法第 20 条の 5】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院または診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話および機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設【旧・医療法第 7 条第 2 項第 4 号】
介護保険法上の類型	介護老人福祉施設【介護保険法第 8 条第 26 項】	介護老人保健施設【介護保険法第 8 条第 27 項】	介護療養型医療施設【旧・介護保険法第 8 条第 26 項】
主な設置主体	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人
居室面積 ・定員数	従来型 面積／人 定員数 10.65㎡ 以上 原則個室	従来型 8㎡ 以上 4 人以下	従来型 6.4㎡ 以上 4 人以下
ユニット型	面積／人 定員数	10.65㎡ 以上 原則個室	
医師の配置基準	必要数（非常勤可）	常勤 1 以上 100 : 1 以上	3 以上 48 : 1 以上
施設数（2012 年 10 月）	7,552 件	3,932 件	1,681 件
利用者数（2012 年 10 月）	498,700 人	344,300 人	75,200 人

理学療法ジャーナル 48巻 2号 付録

2026/09/25 02:09:53

介護保険支給限度基準額・利用料・特定疾病

●サービスの利用料

◎在宅サービス

サービス費用	介護報酬の対象		日常生活費	特別なサービスの費用
	居宅介護サービス費等 介護予防サービス費等	1割負担	滞在費・宿泊費 食費	

◎施設サービス

施設サービス費用	介護報酬の対象		日常生活費	特別なサービスの費用
	施設介護サービス費 (栄養管理の費用を含む)	1割負担	居住費 食費	

●要介護度・要支援度別の支給限度基準額(居宅)

要支援 1 =4,970 単位	要支援 2 =10,400 単位	要介護 1 =16,580 単位	要介護 2 =19,480 単位	要介護 3 =26,750 単位	要介護 4 =30,600 単位	要介護 5 =35,830 単位
--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

●特定疾病一覧

①がん（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断した場合）【がん末期】 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症【アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等】 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 ⑧脊髄小脳変性症	⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症【ウェルナー症候群等】 ⑪多系統萎縮症【線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症】 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患【脳出血、脳梗塞等】 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患【肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎】 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
---	---

理学療法ジャーナル 48巻 2号 付録

高齢者の住まい

	サービス付き 高齢者向け住宅	有料老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホーム、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	老人を入居させ、入浴、排泄もしくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理をすすめる事業を行う施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うもの
介護保険法上の 類型	なし (有料老人ホームの基準を満たす場合、特定施設入居者生活介護が可能) ※外部サービスを活用		特定施設入居者生活介護 ※外部サービスの活用も可		認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡
医療提供体制	—	協力医療機関 (参考：協力内容に医師の訪問による健康相談、健康診断が含まれない場合には別に嘱託医を確保)	・配置医 ・協力医院	・協力医療機関	・協力医療機関 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等との連携および支援体制の整備

理学療法ジャーナル 48巻 2号 付録